

大山町



自己居住用建物等 改善助成制度

大山町では以前より地域経済の活性化、町民の皆様の住環境整備を目的として「大山町個人用住宅等改善助成制度」を実施しており、たいへん多くのご利用をいただいておりますが、平成26年3月末で終了します。

平成26年度からはその後継事業として「自己居住用建物等改善助成制度」を新たに創設しました。内容等にも変更がありますので、ご確認の上ご利用ください。

制度の概要

制度の対象者

大山町民で町税その他町に納付すべき料金等（水道料金・保育料など）に滞納の無い方（同一世帯員を含む）で平成25年度までの「大山町個人用住宅等改善助成制度」で10万円以上の助成を受けていない方が対象です。

対象となる工事

自ら居住する個人用住宅等の改修等で5万円以上（税込）の工事を町内の建築業者等に発注し、その業者自らが施工金額の半分以上を施工するものが対象です。個人の大工さん等に発注されるものも対象になります。（店舗、農機具庫、借家、事務所、作業場等の事業用のものは対象になりません。）

国や県、町及びその他の機関から助成を受けるものは対象となりません。

助成の内容

発注される工事の10%を助成します。1世帯あたりの助成の上限額は10万円までです。

助成の方法は、町内の加盟店で使用できる大山町商工会の「お買物券」（使用期限は発行から6か月）でお渡しします。

助成手続の流れ

